

お父さん、お母さんを応援します！

# 子育てを支援する各種制度と施設をご利用ください

問合せ 市役所子ども支援課(☎31・4204)

※制度改正により、内容が変更となる場合があります。詳細についてはお問い合わせください。

市には、子育て中のお父さん、お母さんを応援するためのさまざまな支援制度がありますので、ご利用ください。



## 出産費用の助成

経済的な理由により出産費用を支払うことが困難で、次の条件のいずれかに該当する方に費用の一部を助成します。

条件 生活保護世帯の方、市町村民税非課税世帯の方  
助産施設 市立釧路総合病院、釧路赤十字病院  
その他 自己負担があります。事前相談の上、出産予定日の30日前までに申請する必要があります。

## 子育てを支援する制度

### ●乳児家庭全戸訪問事業

市内に住民登録のある4カ月未満の乳児がいる全ての家庭を対象に、助産師や保健師が訪問し、赤ちゃんの発育状況を見たり、子育て支援に関する情報提供や助言を行ったりしています。

訪問日 生後1カ月前後〜2カ月の間に、担当から電話連絡します  
問合せ 市役所健康推進課(☎31・4524)  
阿寒町行政センター保健福祉課(☎66・2120)

音別町行政センター保健福祉課(☎015479・5252)

### ●育児支援家庭訪問事業

1. 産後支援  
出産後3カ月以内の母親で、市内や近郊に親族がいない家庭に、育児・家事援助などを行うヘルプママを派遣します。  
※所得制限があります。

派遣時間 1日1回で2時間以内(午前9時〜午後5時)  
派遣回数 出産3カ月以内で20回以内  
2. 養育支援  
育児や家庭生活に支援が必要な世帯に家庭生活支援員を派遣し、子育てについてのお手伝いや相談に対する助言を行います。

派遣時間 1日1回で2時間以内(午前9時〜午後5時)  
3. 子育て短期支援事業  
保護者が病気や仕事、その他の理由により、家庭で児童の養育が一時的に困難となった場合、児童養護施設でお子さんをお預かりする制度です。

### ●ひとり親家庭等日常生活支援事業

ひとり親家庭等において、保護者の一時的な傷病等により日常生活を営むのに支障がある世帯に対し、家庭生活支援員を派遣します。※課税状況や児童数により利用料が異なります。

## ひとり親家庭等の自立支援制度

### ●ひとり親家庭自立支援給付金

1. 自立支援教育訓練給付金  
ひとり親家庭の父親または母親を対象に、就業のために技術を身に付けることや積極的な能力開発への取り組みを支援し、自立の促進を目的とした給付金です。

対象者(次の全ての要件を満たすこと)  
①児童扶養手当の支給を受けているか、同等の所得水準にある方  
②就業経験・技能・資格の習得状況や労働市場から判断して、その教育訓練が適職に就くために必要であると認められる方  
③過去に自立支援教育訓練給付金を受給していない方

対象講座  
①雇用保険制度の教育訓練給付の指定講座  
②市が地域の実情に応じて指定する講座  
支給額 受講費用の60%相当額(上限20万円。1万2000円を超えない場合は支給されません)  
※雇用保険法による一般教育訓練給付金の

受給資格がある方は、その差額分が支給額となります。

2. 高等職業訓練促進給付金  
専門的な資格の取得のため、ひとり親家庭の父親または母親が1年以上養成機関(通信制においては、受講状況が確認できる場合に限り)により修業する場合に、一定期間の訓練促進給付金と修了支援給付金を支給し、生活費の負担を軽減します。

対象者(次の全ての要件を満たすこと)  
①児童扶養手当の支給を受けているか、同等の所得水準にある方  
②養成機関において1年以上の課程を修業し、対象資格の取得が見込まれる方  
③就業・育児と修業の両立が困難であると認められる方

対象資格 看護師、介護福祉士、保育士、栄養士、理・美容師など  
支給額  
◆訓練促進給付金 月額10万円  
◆修了支援給付金 5万円

※いずれも市町村民税非課税世帯の場合の金額です。課税世帯の場合は支給額が変わります。  
支給期間 修業期間(上限3年)

●ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業  
ひとり親家庭の父親または母親および子を対象に、高卒認定試験合格のための受講

費用の一部を講座修了時および試験合格時に支給します。

対象者(次の全ての要件を満たすこと)  
①児童扶養手当の支給を受けているか、同等の所得水準にある方  
②高等学校等を卒業していない方  
③過去にひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の給付金を受給していない方

対象講座 高卒認定試験の合格を目指す講座(通信制講座を含む)。ただし、高卒認定試験の試験科目の免除を受けるために高等学校に在籍して単位を修得する講座を受け、国の高等学校等就学支援金制度の支給対象となる場合は本事業の対象となりません。

支給額  
・受講修了時給付金 受講費用の20%相当額(上限10万円、4000円を超えない場合は支給されません)  
・合格時給付金 受講費用の40%相当額(修了時給付金と合わせて上限15万円)

※「自立支援教育訓練給付金」「高等職業訓練促進給付金」「ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業」の利用を希望する場合は、講座の受講前・養成機関の受験前に相談が必要です。

●母子・父子・寡婦福祉資金貸付金  
就学児童(子)のいる母子(寡婦)・父